

支援タイプ	取組内容	補助対象経費	補助率	留意事項	必要書類	
					共通	個別
(2) 農業用機械・施設復旧支援	被災した農業用機械・施設の修繕・再取得等の支援	令和 8 年熊本地震により被災した農業者等が自らの経営のために行う農業用機械・施設等の復旧及び撤去等の取組みに必要な経費	施設・機械等の修繕・取得または施設等の修繕に必要な資材の購入については、これらの事業に要する経費の10分の9以内とする。	【農業用機械の修繕】 修繕の見積書を添付すること。		3 修繕の見積書 ・必要な内容が記載されていること
				【農業用機械の再取得】 修繕不可または修繕より再取得が安価な場合再取得に取り組むことが可能なため、メーカー等から発行された修繕不能証明書や修繕と再取得を比較した双方の見積書を添付すること。	1 町が発行する被災証明書 2 被災状況が分かる写真 ・全景 ・被災箇所 ・型式番号プレートなど能力等が確認できる箇所 ・アタッチメント等の装備状況	3 再取得の見積書 ・必要な内容が記載されていること 4 修繕不能証明書（又は修繕の見積書） ・メーカー等から発行された修繕不能証明書であること 5 カタログ ・能力（馬力等）が確認できるもの
				【農業用施設の修繕】 修繕の見積書を添付すること。	1 町が発行する被災証明書または罹災証明書 2 被災状況が分かる写真 ・全景（可能な限り4方向から） ・被災箇所（写真で分かりづらい場合、手書きでもよいので説明を残す） ・農業経営に使用していた状況（農業用倉庫などは農業資材等が写っている）	4 修繕の見積書 ・必要な内容が記載されていること
				【農業用施設の再取得】 修繕不可または修繕より再取得が安価な場合再取得に取り組むことが可能なため、建築士等の専門的知見を有する者による修繕不能証明書や被害程度が全壊と判定された罹災証明書または修繕と再取得を比較した双方の見積書を添付すること。	3 確認資料 ・固定資産台帳等残存期間が分かる資料 ・施設面積が確認できる資料（固定資産課税台帳における施設面積、実測、グーグルマップ等の航空写真のいずれか）	4 再取得の見積書 ・必要な内容が記載されていること 5 修繕不能証明書（又は修繕の見積書） ・建築士等による証明書であること 6 平面図・立面図

支援タイプ	取組内容	補助対象経費	補助率	留意事項	必要書類	
					共通	個別
(2) 農業用機械・施設復旧支援	被災した農業用機械・施設の修繕・再取得等の支援	令和8年熊本地震により被災した農業者等が自らの経営のために行う農業用機械・施設等の復旧及び撤去等の取組みに必要な経費	2 令和8年熊本地震により農業被害を受けた営農施設等の補強については事業に要する経費の7/10以内とする。	・園芸施設共済の加入対象施設となる農業用ハウス（付帯設備含む）等の補助額については、共済金※及び国、地方自治体の補助金の合計が総事業費を上回る場合は調整する。 ※園芸施設共済未加入者の場合は、助成対象事業経費に時価現有率及び10分の8を乗じて得た額 ・営農施設等の補強や施設等の撤去における町補助の上限は県補助や国補助の上限額、助成単価に準じる。 ・申請者は地域計画のうち目標地図に位置付けられている者。（見込まれる者も含む）	1 町が発行する被災証明書 2 被災状況が分かる写真 ・全景（可能な限り4方向から） ・被災箇所（写真で分かりずらい場合、手書きでもよいので説明を残す） ・農業経営に使用していた状況（栽培している農作物等などが写っている。） 3 確認資料 ・固定資産台帳等残存期間が分かる資料 ・施設面積が確認できる資料（固定資産課税台帳における施設面積、実測、グーグルマップ等の航空写真のいずれか）	4 補強分の見積書（図面付き） ・必要な内容が記載されていること 5 園芸共済への加入有無が確認できる資料 6 成果目標関連書類（①経営面積の拡大、②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加いずれか一つを選択。）
			3 農業用ハウス及び果樹棚等に流入した土砂の除去または施設等の撤去については事業に要する経費の8/10以内とする。			4 撤去にかかる見積書 ・必要な内容が記載されていること
			4 追加的信用供与事業については、融資額の15分の1とする。	別途ご相談ください		

※修繕が可能なものは修繕で対応するのが補助事業の基本です。希望により、再取得することは可能ですが、再取得が修繕より高額な場合は修繕の費用が補助対象経費となります。

※再取得の費用に、被災時に存在しない設備や営農の維持に直接必要のない設備の経費が含まれている場合、その分は自己負担となります。

※原形復旧（同種・同規模・同効用）と認められるものが補助対象となるため、事情により構造や規模等が変わる場合は、元の構造や規模等との比較を行いますので複数の見積が必要です。

※営農事実の確認のため、販売伝票等の書類についても別途に必要となります。